

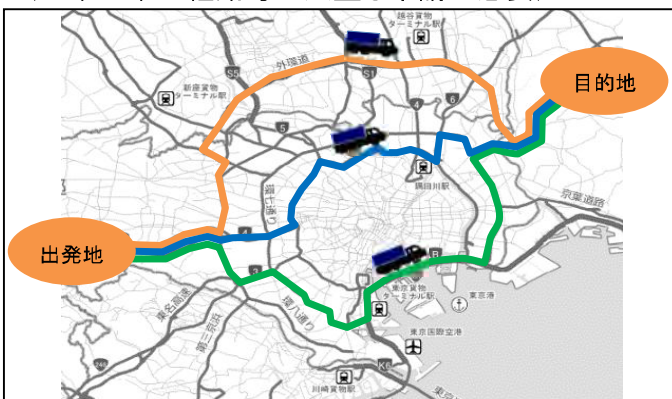
ETC2.0装着車への特殊車両許可を簡素化する「特車ゴールド」の制度開始について

平成28年1月25日(月)13:00より開始

業務支援用ETC2.0車載器を装着し、利用規約等に同意してあらかじめ登録いただいた車両は、大型車誘導区間における経路選択を可能とする許可を行います。そのため、大型車誘導区間内であれば渋滞や事故、災害等による通行障害発生時の迂回ができ、輸送を効率化できます。また、許可更新時の手続きを自動化し、手続きが従来に比べ簡素化されます。

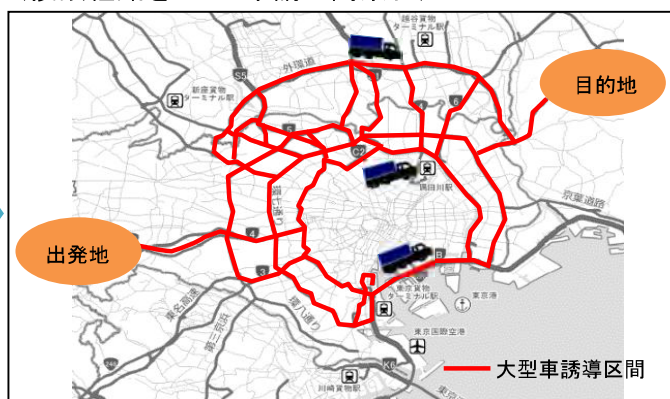
【現行】

申請・許可された経路のみ通行可能
(一本一本の経路毎の大量な申請が必要)



【特車ゴールド】

大型車誘導区間を走行する場合、経路選択可能
(複数経路を1つの申請に簡素化)



ご利用にあたっての注意事項

◆ 対象車両

大型車誘導区間申請に適合する車両※1、かつ業務支援用ETC2.0車載器※2を装着した車両

※1 車両の通行の許可の手続き等を定める省令(昭和36年9月25日建設省令第28号)第7条の車両諸元等に適合する車両

※2 特殊用途用GPS付き発話型車載器

◆ ご利用方法

制度を利用される際は、特殊車両通行許可オンライン申請システムで下記の手続きを行ってください。

①車両の利用登録(初回のみ)

利用規約等に同意し、車両番号や車載器に関する情報を入力して登録を行ってください。

②特殊車両の通行許可申請

従来通り通行許可申請を行ってください。①の登録車両で、大型車誘導区間を経路に含む申請については、簡素化制度の利用確認メッセージが自動的に表示されます。

◆ 更新手続きの自動化・違反の場合の取扱

更新時には申請書を自動作成し、電子メールで申請者に送付します。電子メールの指示に従って更新に同意(ワンクリック)していただくだけで、更新申請ができます。

ただし、法に違反した通行(例えば重量や経路の違反)が確認され、通知を行った場合は、自動更新を不可とします。

※現地取締や自動重量計測、ETC2.0を用いて違反の状況を把握します

詳しくは、オンライン申請Webページの『ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』

http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyagold_pr.html をご確認ください。